

「リスク分担型DB」の導入を巡る動き

年金数理人 うえむら ともかず 植村 朋和

現在、厚生労働省で「リスク分担型DB」の導入が検討されている。これは「確定給付」と「確定拠出」の両方の特徴を併せ持ついわゆるハイブリッド型の企業年金である。本シリーズでは、「リスク分担型DB」について、海外におけるハイブリッド型企業年金の例も交えながら、制度のコンセプト・特徴、実際に企業が制度を採用する際の課題などについて述べる予定である。

初回となる本稿では、「リスク分担型DB」の

コンセプト、これまでの検討経緯と今後の予定について、公表資料をもとに見ていくことにする。

なお、文中の意見に係る部分は筆者の私見である。

企業年金におけるリスク

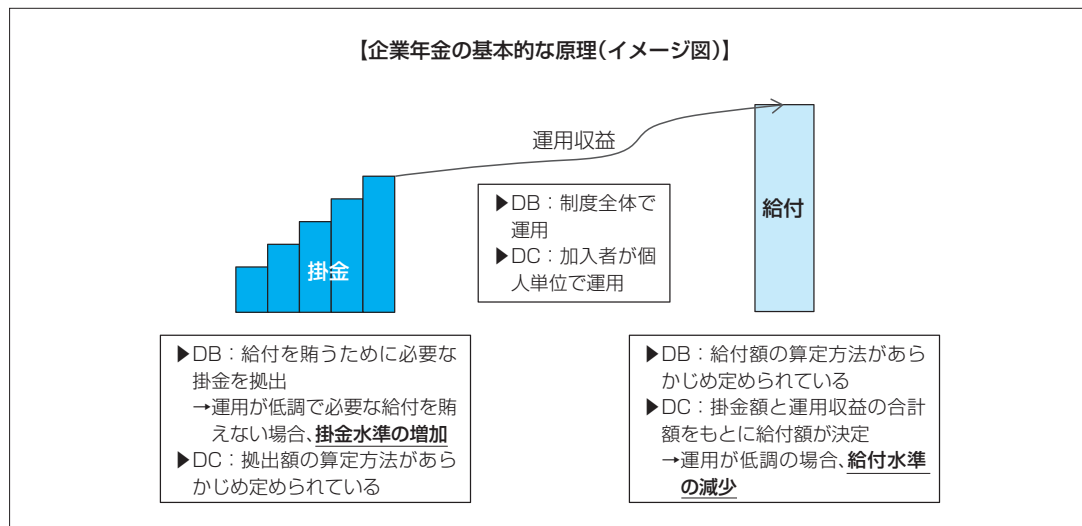
企業年金は、「確定給付型（DB）」と「確定拠出型（DC）」に大別され、それぞれ以下の特徴を持っている。

	DB	DC
代表的な企業年金制度	確定給付企業年金	確定拠出年金（企業型）
特徴	給付額の算定方法があらかじめ定められている制度。積立不足が生じた場合、事業主が不足額を埋め合わせる必要がある	拠出する掛金額の算定方法があらかじめ定められている制度。掛金額と運用収益の合計額をもとに個人別の給付額が決定される。運用が低調でも事業主の追加拠出はない

DB・DCのいずれであっても、事業主（加入者が一部を負担する場合もある）が拠出する掛金額の累積とその運用収益を原資として給付が行われるというのが、企業年金の基本的な原理である。実際の運用収益が想定していたものを下回る場合には、掛金額又は給付額で調整を行わなければならない。DBでは掛金水準の増加、DCでは給付水準の減少

という形で調整されることとなる（下図参照）。

このように、DBの場合では「掛金水準が増加する」という事業主のリスクのみが存在し、DCの場合には「給付水準が減少する」という加入者のリスクのみが存在する。すなわちDB・DCではリスクが事業主・加入者のどちらか一方に偏っている。



今般、検討されている「リスク分担型DB」は、企業年金におけるリスク（主には運用リスク）を事業主と加入者で柔軟に分け合うことを目指したものである。

これまでの検討の経緯

厚生労働省に設置されている社会保障審議会企業年金部会では、平成27年1月16日にとりまとめられた「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」において、柔軟で弾力的な給付設計（ハイブリッド型の企業年金）について引き続き制度導入を視野に入れて検討すべきとされた。

社会保障審議会企業年金部会における議論の整理（平成27年1月16日）

2. 企業年金制度等の普及・拡大に向けた見直しの方向性

(2) 柔軟で弾力的な給付設計

○ 柔軟で弾力的な給付設計については、企業年金の選択肢を拡大し、企業年金の普及・拡大に資するものと考えられることから、諸外国の例を参考に、現場のニーズや現行制度（キャッシュバランスプラン）との違いを踏まえつつ、制度導入も視野に入れて引き続き検討すべきである。

※ DBについては、労使の判断のもと、あらかじめ約束した給付に、積立状況に応じた柔軟性を持つ給付を組み合わせる設計等が考えられる。また、DBの設計に当たっては、企業会計上の取扱いについて関係機関と調整しつつ、対応を検討する必要がある。

また、平成27年6月30日に閣議決定された『「日本再興戦略」改訂2015』において、企業が企業年金を実施しやすい環境を整備するため、確定給付企業年金の制度改善を検討することとされた。

「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

5. 立地競争力の更なる強化

5-2. 金融・資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) 金融・資本市場の活性化等

⑥ 確定給付企業年金の制度改善

企業が企業年金を実施しやすい環境を整備するため、確定給付企業年金制度について、運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合うことができるようなハイブリッド型の企業年金制度の導入や、将来の景気変動を見越したより弾力的な運営を可能とする措置について検討し、本年中に結論を得る。

以上を受けて平成27年9月11日の社会保障審議会企業年金部会において、柔軟で弾力的な給付設計として「リスク分担型DB」が提案された。

「リスク分担型DB」の概要

リスク分担型DBの仕組みは、今後さらに詳細が詰められていくものと思われるが、ここでは社会保障審議会企業年金部会の資料から、そのコンセプト及び特徴を見ていくこととする。

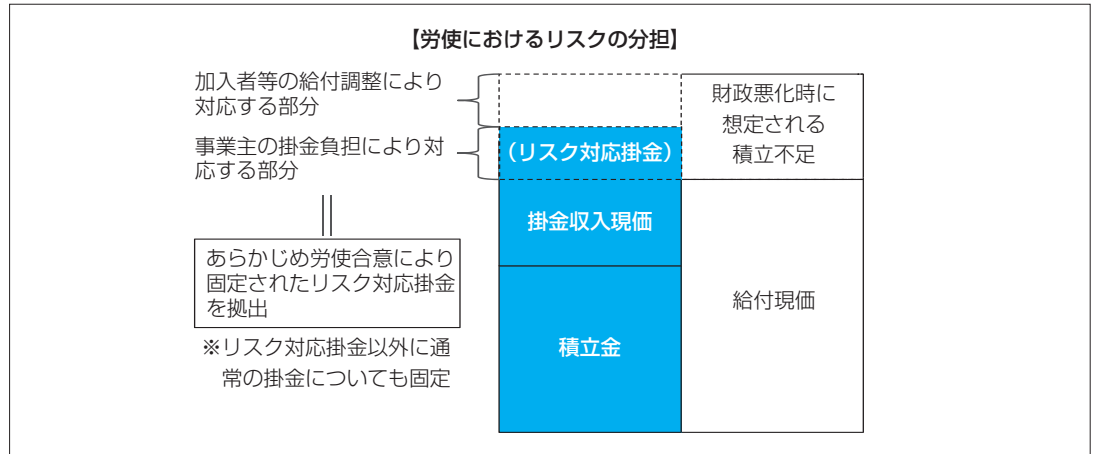
本稿の冒頭で説明したとおり、これまでのDB・DCでは、リスクがDBでは事業主（掛金水準の増加）、DCでは加入者（給付水準の減少）とどちらか一方に偏っており、運用が低調な場合（DBではそれに伴い積立不足が発生した場合）に負担となって顕在化する。

リスク分担型DBでは、将来発生するリスク（財政悪化時に想定される積立不足）を事前に見積り、労使合意に基づきリスクを分担する仕組みとなっている。

▶事業主が負うリスク相当部分：通常の掛金に加えて「リスク対応掛金」を拠出することで事前に財源を手当て（事前に掛金水準を増加）

▶加入者が負うリスク相当部分：積立不足が発生した場合に、給付で調整（給付水準の減少）

すなわち、リスクを事業主・加入者のどちらか一方に偏らせるのではなく、事業主・加入者の両方で分担し、かつ、事業主が負うリスク相当部分は、積立不足が発生した後ではなく事前に財源手当てを行うものである（下図参照）。



* 「第16回社会保障審議会企業年金部会（平成27年9月11日）資料1」より筆者が作成

リスク分担型DBのコンセプトは上述のとおりであるが、以下では事業主・加入者のそれぞれの目線でその特徴を考察する。

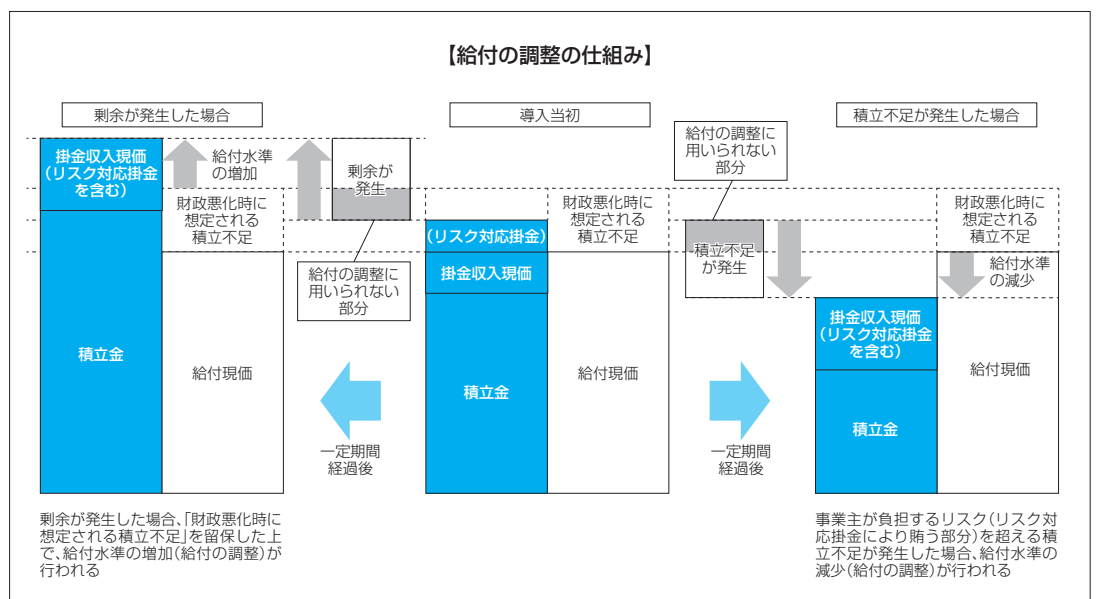
① 事業主の負担（DBとの比較）

事業主は将来発生するリスクの一部を「リスク対応掛金」として追加的に拠出することとなるが、将来、これを超えて積立不足が発生した場合であっても、その部分は給付水準の減少（加入者の負担）で対応することになるため、これまでのDBのように事後的に掛金水準の増加（事業主の負担）を求められることはない。すなわち、将来の運用成果等によらず、事業主の追加的な負担は「リスク対応掛金」の拠出に限定されることとなる。ただし、新たに労使合意を形成し掛金水準（掛金率）の見直しを行うことは妨げないものとしている。

② 加入者の負担（DCとの比較）

加入者は、将来、事業主が負うリスク相当部分を超える積立不足が発生した場合、給付水準の減少（給付の調整）という形で負担が求められる。DCでは、運用成果が直接的に給付に反映されるが、リスク分担型DBではリスクの一部を事業主が「リスク対応掛金」の拠出により事前に財源手当てを行っているため、その範囲では給付の調整は行われない。一方で剰余が発生した場合は、積立不足の場合とは逆に給付水準の増加（給付の調整）が行われるが、「財政悪化時に想定される積立不足」相当までは留保されることから、剰余の全てが給付の調整に用いられるわけではない（下図参照）。

このように、リスク分担型DBでは、運用が好調・低調な場合でもその剰余・積立不足の一部は給付の調整に用いられないことから、DCと比較すると給付が調整（想定した給付水準よりも増加・減少）される度合いは低減されていると見ることができる。



リスク分担型DBの税制上の措置

リスク分担型DBの税制上の取扱いについて、平成28年度税制改正大綱において「事業主が拠出する掛金で給付増減調整により運用リスクを事業主と加入者として分担する企業年金に係るもの」の掛金を損金算入の対象とすること等が盛り込まれた。

平成28年度税制改正大綱（平成27年12月16日）

一 個人所得課税

（4）確定給付企業年金法等の改正を前提に、企業年金等の掛金等の必要経費算入の対象に次の掛金等を加えるとともに、その掛金等に係る従業員の給与と所得の金額の計算上、その掛金等を収入金額に算入しないこととするほか、確定給付企業年金法に基づく給付等について、現行の税制上の措置を適用する。

②事業主が拠出する掛金で給付増減調整により運用リスクを事業主と加入者として分担する企業年金に係るもの

三 法人課税

（8）確定給付企業年金法等の改正を前提に、企業年金等の掛金等の損金算入の対象に次の確定給付企業年金の掛金等を加えるとともに、その掛金等に係る積立金を退職年金等積立金に対する法人税の課税対象に加える。

②事業主が拠出する掛金で給付増減調整により運用リスクを事業主と加入者として分担する企業年金に係るもの

リスク分担型DBの会計上の措置

平成27年11月12日の公益財団法人財務会計基準機構の基準諮問会議において、「リスク分担型DB」を企業会計基準委員会（ASBJ）の新規テーマとして取り扱うことを提言する決議が行われた。これを受けASBJにおいて、平成27年11月20日の会議で新規テーマとすることが報告された。

現在、ASBJの退職給付専門委員会において審議が行われているが、想定されている論点は以下のようなものである。

▶リスク分担型DBの退職給付会計基準上の分類（会計上、リスク分担型DBを確定給付型年金制度として取扱うのか、それとも確定拠出型年金制度として扱うのか）

▶退職給付制度間の移行等（従来のDB制度からリスク分担型DBへ移行した場合の会計処理等）

▶開示（新たな開示項目等）

平成28年3月を目処に一定の方向性を出す予定で議論が進められている。

以上

デロイト トーマツ Webサイトのご案内 会計監査トピックス

<http://www.deloitte.com/jp/account>

デロイト トーマツ グループ公式サイトでは、創刊以来40年目を迎える月刊誌『会計情報』のWeb版（最新号・バックナンバー）をはじめ、会計・監査の最新情報等を発信しています。

トーマツクライアントの皆様のみならず、広く一般の方々に親しみやすい情報の発信を目指して参りますので、月刊誌『会計情報』ともども、ご利用、ご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

〈コンテンツ及びリンク〉

- 会計・監査の最新情報 : 日本公認会計士協会、企業会計基準委員会、金融庁等からの公表情報にリンク
- 会計・監査用語一覧 : 実務に必要な会計・監査の専門用語について解説
- 出版物 月刊誌『会計情報』: 『会計情報』の記事をPDFファイルで掲載